

「SS教育資金贈与専用口座」商品概要説明書

この度は、「SS教育資金贈与専用口座」のお申込みをご検討いただき、誠にありがとうございます。

本商品概要説明書には、ご利用に当たりましてご留意いただきたい事項やお手続き方法などにつきまして、大切な事柄につきまして記載しておりますので、お申込みを頂く前にご一読頂きますようお願いを申し上げます。

1. 商品概要

項目	内容
1. 商品の名称	・SS教育資金贈与専用口座
2. 預金の種類	・普通預金
3. 販売対象者	・直系尊属の方から贈与を受けられた30歳未満の個人のお客様
4. お申込み方法	・平成31年3月31日まで、当組合の窓口におきましてお申込み頂けます。
5. 期間	・以下のいずれか早い日までとなります。 (1) 30歳に到達された時 (2) お亡くなりになられた時 (3) 口座の残高が「0」となり当組合と本預金解約の合意がなされた時
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・お申込み頂いた口座開設店（以下「お取引店」と言います。）の窓口で、平成31年3月31日までは随時お預かり致します。 ※お取引店以外の窓口・ATM・お振込みでのお預け入れは出来ません。 ・1円以上1,500万円以下（贈与契約書に記載の金額） ※複数回に分けてお預け入れされる場合には、累計1,500万円までとなります。尚、お利息はお預け入れ限度額には含みません。 ・1円単位
7. お引き出し方法	・原則、お取引店の窓口で領収書等のご提示によりお引き出し頂けます。 ※ATMでのお引き出しは致しておりません。 ※原則、お取引店のみのお引き出しとさせていただきます。 ※非課税措置の適用には領収書等（原本）の提出が必要となります。
8. 利息 (1) 利息 (2) 利息支払日 (3) その他	・店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月および8月の当組合所定の日にお支払致します。 ・当組合普通預金規定によりお取扱い致します。

9. 手数料	・無料
10. 特約事項	・「SS教育資金贈与専用口座」預金規定の教育資金贈与税非課税措置に関する特約が自動附帯されます。
11. 中途解約のお取扱い	・本預金の中途解約は出来ません。
12. 預金保険	・本預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。
13. その他参考事項	・本預金から他の預金商品への切替および他の預金商品から本預金への切替は出来ません。 ・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金等の自動受取は出来ません。 ・総合口座の取扱いや本預金の譲渡・担保提供は出来ません。

※詳しくは、当組合窓口までお問い合わせ下さい。

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、祖父母様など（直系尊属である贈与者）が孫様など（受贈者）に対して、教育資金に充てるため一括し、当該孫様等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、1,500万円を上限として贈与税が非課税となる特例措置です。

(1) 贈与税の非課税措置が受けられないか、贈与税の課税対象となるケースは以下の通りです。

- ① 贈与を受けた資金を30歳まで使いきれなかった場合
- ② 教育資金支払後に本預金を払出する場合は、教育資金支払日の属する年の12月30日までに本預金から引出がなかった場合
- ③ 本預金からの引出後、その年の12月31日を超えて教育資金の支払いを行った場合
- ④ 本預金から引出された資金を教育資金以外の目的に使用された場合
- ⑤ 本預金からの引出後、領収書等を教育資金支払日の翌年3月15日まで、金融機関に提出がない場合
- ⑥ 贈与契約締結日から2ヶ月を経過した贈与資金を預け入れた場合

(2) 非課税措置の対象となる教育資金は以下の通りです。

- ① 学校等に対して直接支払われる金銭（1,500万円が限度）
入学金・授業料・入園料・保育料・施設設備費・入学（園）試験の試験料・学用品代・修学旅行費・学校給食費等の費用
- ② 学校等以外（学習塾・スポーツ教室等）へ直接支払われる社会通念上相当と認められる金銭（1,500万円の範囲内で、500万円が限度）
学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等や、学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等の費用

(3) 学校等の定義は以下の通りです。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専修学校・保育所・認定こども園・海外の日本人学校・インターナショナルスクール等

※詳しくは、下記国税庁HPまたは文部科学省HPをご確認願います。

- ・ 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>
 - ・ 文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/>
- 相双五城信用組合